

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成26年(2014年)11月19日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 11月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 11月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】破産会社の破産管財人Xが同社から無限連鎖講に該当する事業で配当金の給付を受けたYに対し当該契約が公序良俗に反し無効として不当利得の返還を求めた事案。YがXに本件配当金の給付を,不法原因給付を理由に返還を拒むことは信義則上許されないとした(平成26年10月28日最高裁平成24年(受)第2007号)

【2】塾Xを退職したYが競合する新塾を設立,塾生及び保護者らを新塾へ勧誘し,Xを退塾させたのは不法行為に当たるとしてXがYに損害賠償を請求した事案。一番はXの請求を一部認容したためYが控訴したが,Yの不法行為を肯認,損害額を減額して支払を認容した(平成26年4月16日広島高裁平成25年(ネ)第4号・第242号)

【3】海上自衛官の自殺原因が上司の暴行・恐喝であり,その上司にも安全配慮義務違反があったとして同自衛官の両親が損害賠償を請求した事案。自殺の予見可能性を否定した原判決を変更,請求の一部認容と共に国の調査資料の隠蔽についても追加の賠償支払いを命じた(平成26年4月23日東京高裁平成23年(ネ)第3738号・第6634号)

【4】入会団体Xが本件土地の一部を国道敷地として管理占有するYに,本件土地がXの総有であることの確認,賃料相当損害金の支払等を求め,YはXの原告適格を争った事案。本判決はXを権利能力なき社団と認めXの総代正はXの代表者であるとして原告適格を認容(平成26年4月23日東京高裁平成26年(ネ)第208号)

【5】AとBの子として生まれた韓国籍の原告が,韓国の国籍上Cが母と記載されているため,親子関係が(1)Cとの間に存在せず(2)Bとの間に存在することの確認を求めた訴訟。原判決は(1)を却下(2)を認容したが本判決は原告に実母が2人いることになるとして(1)を認容した(平成26年5月9日大阪高裁平成25年(ネ)第3689号)

【6】信託銀行X1は所有する建物の一部が損壊したためテナントに対し損害を負担し,賠償責任保険契約を結んでいた保険会社Yに保険金の支払を求めた。Yは責任を負うべきなのはX1ではないとして争った事案。X1の請求は保険金請求の要件を満たさないとされた(平成24年2月7日東京地裁平成22年(ワ)第18541号,平成22年(ワ)第28020号)

【7】原告の長男が殺人事件の被疑者とされ公開捜査及び捜査特別報奨金広告の対象とされたことに原告が違法に人格権を侵害されたと主張し同措置の中止を求め,慰謝料を請求したところ,原告自身の名誉権及び人格権が侵害されたわけではないとしていずれの請求も棄却(平成26年4月11日盛岡地裁平成22年(ワ)第452号)

(知的財産)

【8】控訴人製品の生産・譲渡等が被控訴人の特許権を侵害しないとして,被控訴人が本件製品の差止請求権,廃棄請求権,損害賠償請求権等を有しないことの確認を求めたが原審では却下され,控訴審では,紛争の成熟性の欠缺を理由として控訴を棄却された(平成26年10月22日知財高裁平成26年(ネ)第10052号)

【9】特許無効審判により特許を無効とする審決を受けた原告が無効審決の取り消しを求めた事案であって,本件発明は刊行物に記載されているに等しいとした審決の引用発明の認定に誤りがあるものとして無効審決を取り消した事例(平成26年10月23日知財高裁平成25年(行ケ)第10303号)

【10】「ぐるなびギフトカード全国共通お食事券」の登録商標を受けた被告に対し,原告が本件商標の登録無効を求めたが棄却された審決を不服とする取消訴訟。「全国共通お食事券」なる引用商標は自他識別標識と認められず,「他人の表示」に該当しないとして請求を棄却(平成26年10月30日知財高裁平成26年(行ケ)第10067号)

【11】特許権者である原告が,被告製品の生産等の差し止め等を求めた事案で,機能的クレームである本件特許の構成要件を被告製品が充足するかが争点となり,請求が認められた事例(平成26年10月30日東京地裁平成25年(ワ)第32665号)

(民事手続)

【12】県議会議員が県から交付された政務調査費の1万円以下の支出に関わる領収書その他の証拠書類等及び会計

帳簿が、民法220条4号所定の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たらないとされた事例(平成26年10月29日最高裁平成26年(行フ)第3号)

【13】不動産強制競売で無効入札をしたCを最高価買受申出人と定めたとして売却不許可決定がされ、その確定後当初入札手続でC以外の唯一の入札者Bが最高価買受申出人となることを前提に再度の開札期日を開くこととした執行裁判所の判断に違法性はないとされた(平成26年11月4日最高裁平成26年(許)第15号)

【14】元夫が子供らの親権者である元妻に対し子供らとの面会交流を命ずる審判に表示された債務を履行しないとして、不履行に対し一定額の金員の支払いを求める間接強制を申し立てた事案。本決定は元妻に対し子供一人の不履行一回につき2万円の支払いを命じた(平成26年3月13日東京高裁平成25年(ラ)第2284号)

【15】株式会社Aの破産管財人XがAに売掛債権を有している株式会社Yに対し、Aから回収等した売掛金等の支払いを求めた事案。YがしたAに対する債権を自動債権、Aに対する回収金返還債務を受動債権とする相殺は破産法71条1項2号に該当して許されない等と判示(平成25年11月21日徳島地裁平成24年(ワ)第346号)

(刑事法)

【16】事業グループ従業員であった被告人が同僚と共謀し同グループの専務、妻、会長を殺害し現金を強取し、一審で死刑が科刑され原審もこれを維持した事案。本判決は裁判員裁判が憲法に違反しないことを判示し、死刑の科刑も是認できるとして上告を棄却(平成26年9月2日最高裁平成24年(あ)第646号)

【17】猥褻凶画販売、同幫助、頒布幫助等に関わる被告事件において、刑法175条が憲法13条、19条、31条に反しないこと、同条にいう「猥褻」の概念が不明確であるとして憲法31条違反をいう点は不明確であるとはいえないとして上告を棄却した事例(平成26年10月7日最高裁平成24年(あ)第1080号)

【18】同居の長男、妻、義母を殺害し、長男の死体を土中に遺棄したとして殺人、死体遺棄罪で起訴され、第一審が死刑、原審もこれを維持したため弁護人が量刑不当を理由に上告したが、原判決を是認し上告を棄却した事例(平成26年10月16日最高裁平成24年(あ)第736号)

【19】うなぎ稚魚在中のスーツケースを航空機内持込手荷物と偽って搭乗しようとして無許可輸出未遂罪で起訴された事案。第一審は無許可輸出未遂罪を認定、原判決は無許可輸出予備罪のみ成立するとしたが、本判決は原判決を破棄、第一審判決を維持すべきとした(平成26年11月7日最高裁平成25年(あ)第1333号)

【20】厚労省課長名義の公的証明書を発行する等して有印公文書作成・同行使被告事件につき、当時の課長の無罪が確定、検察官の証拠改竄が発覚し、弁護人は公判手続打ち切りを主張したが、同主張を排斥し、被告人に懲役1年執行猶予3年の刑を言い渡した(平成24年1月23日大阪地裁平成21年(わ)第3275号)

【21】被告人が運転中の自動車に攻撃を加える被害者から離れようとして車両を発進、進行させた結果被害者を轢死させたとして傷害致死罪、自動車運転過失致死罪に問われた事案。被告に暴行の故意はなく、正当防衛が成立するとして無罪と判断(平成24年3月16日大阪地裁平成23年(わ)第558号)

(公法)

【22】A社は事業譲渡により清算・解散し、継続して所得を計上する法人ではなくなったから、過年度の利益計算の要修正額を当期損金とする税務処理による課税関係の調整を受けられなくなるとして、Aの管財人による更正請求を却下(平成26年4月23日東京高裁平成25年(行コ)第399号)

【23】日本国籍の父とフィリピン国籍の母の嫡出子としてフィリピン国籍を取得した原告等が国籍法12条により日本国籍を失ったことに、同条が憲法13条、14条1項に違反し無効と主張し、日本国籍を有することの確認を求めたところ、同条は憲法に違反しないと判示(平成24年3月23日東京地裁平成22年(行ウ)第38号ほか)

(社会法)

【24】Yに雇用されていたXが妊娠中軽易な業務に転換され副主任を免ぜられたが、育児休業後も同職に任ぜられなかったためYに対し男女均等法に違反するとして損害賠償等を求めた事案。均等法の趣旨に反しないとした原判決に違法があるとして破棄差し戻した事例(平成26年10月23日最高裁平成24年(受)第2231号)

【25】生活保護受給者Xに対し福祉事務所長が世帯収入増加に寄与するとして自動車の保有を容認したが、その目的が達せられず車の処分もなかったため保護の廃止を決定。これに対しXが損害賠償を求めたところ、本判決はXの請求を棄却した原判決を破棄差し戻した(平成26年10月23日最高裁平成25年(受)第492号)

(その他)

【26】近隣トラブルの相談を受けた弁護士が抗議の書面を相手方勤務先の人事部長にまで送付したため相手方が東京弁護士会に懲戒請求し、同会は同弁護士を戒告処分としたため弁護士がその取消を求めた事案。同会の裁量権の乱用を否定し同弁護士の請求を棄却した(平成25年10月30日東京高裁平成25年(行ケ)第55号)

【27】株式会社Aは弁護士Yに自己破産申立を委任したが、Aの破産管財人XはYが速やかな申立をしなかったため破産財団を構成すべき財産が減少したとして損害賠償を請求。Yに財産散逸防止義務違反の過失があるとして一部損害賠償を認めた(平成26年4月17日東京地裁平成23年(ワ)第14471号)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最三判平成26年10月28日 最高裁HP

平成24年(受)第2007号 不当利得返還等請求事件(破棄自判)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/582/084582_hanrei.pdf

(裁判要旨)

破産者株式会社A(以下「破産会社」という。)の破産管財人Xが、破産会社から無限連鎖講に該当する事業によって配当金の給付を受けたYに対し、当該契約が公序良俗に反して無効であるとして、不当利得の返還を求めた事案において、Yが、Xに対し、本件配当金の給付が不法原因給付に当たることを理由としてその返還を拒むことは、信義則上許されないとした事例。

(理由)

本件配当金は、関与することが禁止された無限連鎖講に該当する本件事業によってYに給付されたものであって、その仕組み上、他の会員が出えんした金銭を原資とするものである。そして、本件事業の会員の相当部分の者は、出えんした金銭の額に相当する金銭を受領することができないまま破産会社の破綻により損失を受け、被害の救済を受けることもできずに破産債権者の多数を占めるに至っているというのである。このような事実関係の下で、破産会社の破産管財人であるXが、Yに対して本件配当金の返還を求め、これにつき破産手続の中で損失を受けた上記会員らを含む破産債権者への配当を行うなど適正かつ公平な清算を図ろうとすることは、衡平にかなうというべきである。仮に、Yが破産管財人に対して本件配当金の返還を拒むことができるとするならば、被害者である他の会員の損失の下にYが不当な利益を保持し続けることを是認することになって、およそ相当であるとはいえない。

(2) 広島高判平成26年4月16日 判例時報2230号36頁

平成25年(ネ)第4号・第242号 損害賠償請求控訴,同附帯控訴事件(一部変更,附帯控訴棄却(確定))

Yらは学習塾を経営する株式会社Xにおいて生徒らの学習指導を担当していたが平成21年3月から6月までの間にXと競争する新しい塾の設立ないし準備行為を行い、塾生及び保護者らを新設する学習塾へ入塾するよう勧誘し、Xの塾生を退塾させたためYらの行為は不法行為にあたりしXはYらに対し2273万円余の損害賠償(塾生の退塾による逸失利益)を請求した。これに対しYらは勧誘行為を否認するなどして争った。

一審はYらの行為はXの営業上の利益を侵害したものと不法行為責任を負うべきと判断しXの請求を一部認容した(344万円余)。これに対しYらは控訴し、Xは附帯控訴した。

本判決はYらはXと競争する新しい塾の設立ないし設立準備行為を行ったとして不法行為責任を肯認した上で損害額を減額し280万円余(塾生43人分の8ヶ月間の授業料等から経費相当額を控除した額)の支払を認める限度でXの請求を一部認容しXの附帯控訴を棄却した。

(3) 東京高判平成26年4月23日 判例時報2231号34頁

平成23年(ネ)第3738号・6634号 損害賠償請求控訴,同附帯控訴事件(変更,附帯控訴棄却,追加請求一部認容(確定))(たちかぜ海上自衛官いじめ自殺事件控訴審判決)

海上自衛官が自殺し、その両親が同自殺の原因が上司による暴行及び恐喝であり、その上司職員らにも安全配慮義務違反があったと主張し、上司及び国に対して民法709条又は国家賠償法に基づき損害賠償請求したところ、第1審横浜地裁が上司の暴行・恐喝行為及びその上司職員の指導監督義務違反と海上自衛官の自殺との間の事実的因果関係を認めつつも、自殺の予見可能性を認めず、上司の暴行・恐喝行為により海上自衛官が被った精神的苦痛に対する慰謝料400万円及び弁護士費用40万円並びにこれらに対する遅延損害金の連帯支払を認める一部認容判決(平成23年1月26日,労判1023・5)を下したことに對し、両親らが控訴するとともに、控訴審において、国が自殺に関する調査資料を組織的に隠ぺいした上、同資料に記載されていた事実関係を積極的に争う不当な応訴態度をとったため精神的苦痛を被ったとして慰謝料支払請求を追加し、他方で上司も附帯控訴した事案。控訴審は、(1)上司の暴行・恐喝行為及びその上司職員の指導監督義務違反が自殺の原因であり、自殺に関して予見可能性があったとして、原判決を変更し、両親らの求めた損害賠償請求の一部(合計6381万7622円)を認容するとともに、(2)自殺に関する調査資料の隠匿を認定し、これらの資料は自殺についての予見可能性の判断に影響を及ぼす重大な証拠の一部であり、これらの提出により控訴審において前記の判断がなされたと指摘して、慰謝料請求の一部(合計20万円)を認容した。

(4)東京高判平成26年4月23日 金法2004号134頁

平成26年(ネ)第208号 総有確認請求控訴事件(控訴棄却)

本件は、A部落民を構成員とする入会団体であるXが、一般国道の道路敷地である土地(本件土地の一部)を道路管理者として占有するYに対し、上記道路敷地がXの構成員全員の総有に属することの確認、上記道路敷地上の工作物の撤去、本件道路敷地の明渡しおよび賃料相当損害金の支払いを求めている事案である。Yは、Xの原告適格を争った。原判決は、XのYに対する総有確認請求および賃料相当損害金支払請求をいずれも認容し、XのYに対する上記道路敷地上の工作物の撤去請求および上記道路敷地の明渡し請求をいずれも棄却した。そこで、Yが控訴を提起したのが本件である。

本判決は、XないしA部落の構成員らが、本件土地を含む入会地について、入会山業をする権利および保存林の利益分配を受ける権利を有すること、個々の構成員の上記権利の自由な処分が否定されていること、A部落から転出すれば上記権利を失うこと、本件土地はXの構成員らの共有の性質を有する入会地であることが確認されていることなどに照らせば、本件土地の共同所有の形態は総有であると認められる上、Xは、団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、構成員の変更にかかわらず団体が存続し、その組織において、代表の方法、総会の運営、財産の管理等団体としての主要な点が確定しており、権利能力なき社団に該当すると認められるので、本件確認の訴えについて原告適格を有すると判示した。また、Xの代表者である総代正が本件確認の訴えを進行するためには、A部落民が定めた規約において上記道路敷地を処分するために必要とされる総会の議決等の手続による授權が必要であるところ、上記道路敷地(約3841平方メートル)が本件土地(12万793平方メートル)の一部にとどまることに照らせば、上記道路敷地の処分は、構成員の権利義務の根本の処分に関するものとまではいえないから、上記規約の規定に基づけば、上記授權はXの構成員らの3分の2以上が出席した総会における出席者の3分の2以上の同意で足りると判断し、本件では、Xの構成員の3分の2以上が出席した総会において本件訴訟の原告名をXの総代正とする旨の決議がされたのであるから、Xの代表者である総代正は、Xの代表者として本件訴訟を進行するのに必要な授權を得ているものと認められると判示した。

(5)大阪高判平成26年5月9日 判例時報2231号53頁

平成25年(ネ)第3689号 親子関係存在確認請求控訴事件(一部取消・請求認容(確定))

韓国籍の原告が、訴外亡Aと訴外亡Bとの間の子として生まれたが、韓国の国籍上、訴外亡Cが母であると記載されているため、検察官を被告として、(1)原告とCとの間に親子関係が存在しないこと、及び、(2)原告とBとの間に親子関係が存在することの確認を求めた訴訟において、第1審判決(同号59頁)が、(1)の訴えにつき、韓国法の規定(韓国民法865条2項)により訴え提起可能期間を徒過しており、同規定は公序良俗に反するものではないとして訴えを却下し、(2)の訴えを認容したので、原告が(1)につき控訴した事案((2)は確定)。

控訴審は、原審同様の韓国民法の規定の適用を認め、(1)の訴えは不合法であるとしたが、仮に本件訴えを却下すれば、原判決において原告と実母Bとの間の親子関係が確認されて確定している以上、原告には実母が2名存在することになり、我が国の法制度上許容できないものとなるというべきであるから、法の適用に関する通則法42条を適用して、韓国民法の適用を排除すべきであると判断し、原判決のうち(1)の訴えに係る部分を取り消した上で、原告の(1)の請求を認容した。

(6)東京地判平成24年2月7日 判例タイムズ1404号200頁

平成22年(ワ)第18541号 保険金請求本訴事件(第1事件本訴)、平成22年(ワ)第28020号 不当利得返還請求反訴事件(第1事件反訴)、平成23年(ワ)第7189号 債務不存在確認請求事件(第2事件)(請求棄却(第1事件本訴)、認容(第1事件反訴)、訴え却下(第2事件)・控訴(後和解))

X1(信託銀行)が信託受託者として所有する建物について、Y(保険会社)との間で賠償責任保険契約を締結していたところ、屋上のルーフドレンにビニール袋等が巻き付いてその排水能力を限定したため、豪雨によって排水プールにたまった水が排水プール側面天端部分にある亀裂に達し、そこからの浸水により建物4階部分のテナント所有の内装及び内装造作を汚損し、X1が同テナントに対し土地工作物に関する所有者の責任に基づいて損害賠償責任を負担したことから、Yに対し保険契約に基づいて保険金等の支払いを請求した事件において、X2がX1との間で「定期建物賃貸借契約兼管理業務委託契約」を締結して本件建物を賃借していたため、Yは本件事故の責任を本来負うべきなのはX1ではないとして争った。

本判決は、民法717条1項の土地の工作物の占有者を、工作物を事実上支配し、その瑕疵を修補して損害の発生を防止しうる者をいうとしたうえで、本件建物の賃借人であり保守管理者としての全責任を負うことになっており、ルーフドレンの清掃も担当していたX2が占有者であるとして、本件事故において責任を負うのはX1ではなくX2であるといえ、X1の請求は保険金請求の要件を満たしていないので認められないとした。

(7)盛岡地判平成26年4月11日 判例時報2232号80頁

平成22年(ワ)第452号 指名手配差止及び損害賠償請求事件(棄却(確定))

本件は、原告の長男が殺人事件の被疑者とされ、県警察による公開捜査及び警察庁による捜査特別報奨金広告の対象とされたことで、原告が違法に人格権を侵害された等と主張して、県及び国に対して、人格権に基づき公開捜査及び捜査特別報奨金広告の中止等を求め、併せて国賠法に基づく慰謝料を請求したという事案である。

本判決は、当該公開捜査及び当該捜査特別報奨金広告が実施された結果、原告が、親戚や地域住民との交流を絶たれ、社会的に孤立し精神的苦痛を負ったと主張して訴えを提起したこと自体は、不適法と解するのは相当ではないが、しかしながら、当該公開捜査に係る第1ポスターないし第3ポスターにおいて、原告の長男を「犯人」と断定している点において相当とは言い難いものの、これは原告を対象とするものではなく、原告長男を対象とする表現であることから、原告の名誉権及び人格権に対する侵害行為とは評価できないし、第4ポスター及び第5ポスターでは、原告の長男について被疑者であるとの表現にとどめ、「犯人」であるとの表現を用いておらず、無罪推定の原則に反せず、これを掲示またはウェブサイトに掲載したことは、社会的に相当であり、違法に原告の名誉権及び人格権を侵害したもとはいえず、県に対する各請求は理由がなく、また、当該捜査特別報奨金広告についても、捜査特別報奨金取扱要綱に沿ったもので、これを違法と認めうる事情は見当たらず、当該広告で、原告の名誉権及び人格権が侵害されたとは認められないことから、国に対する各請求も理由がないと判示して、原告によるいずれの請求も棄却した。

【知的財産】

(8)知財高判平成26年10月22日 裁判所HP

平成26年(ネ)第10052号 特許権 債務不存在確認請求控訴事件(棄却) (原審 東京地方裁判所平成25年(ワ)第32026号)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/585/084585_hanrei.pdf

控訴人が、被控訴人に対し、控訴人による控訴人製品の生産、譲渡等は、被控訴人の有する本件特許権を侵害するものではない旨主張し、被控訴人が、控訴人に対して、特許法100条1項に基づく差止請求権、廃棄請求権を有しないこと、不法行為に基づく損害賠償請求権、不当利得返還請求権を有しないことの確認を求めた事案で、控訴人の訴えは確認の利益を欠くものであるから不適法であるとして、控訴人の訴えを却下した原審を不服とした控訴事件。

被控訴人が、控訴人製品の構造を確認した上で控訴人旧製品のY型スクレーパを平行スクレーパに設計変更したものと認めたわけではなく、仮に控訴人が控訴人旧製品の構成を熟知していたとしても、控訴人旧製品と控訴人製品との差異が、控訴人の説明のとおり、スクレーパの形状だけにとどまるものであるのか否かは、被控訴人にとって真偽不明であり、被控訴人がこれを実際確認したことを裏付ける資料はないのであるから、被控訴人が控訴人製品の構成を承知していたとは認められない。したがって、控訴人の主張は前提を欠くものであり、被控訴人の本件上申書や準備書面の各記載が、あくまでも控訴人製品の構成を承知せずに行われたものである以上、控訴人製品が本件特許権の特許請求の範囲に属すると確定的に意見表明したとはいえず、確認の利益を肯定するだけの紛争の成熟性を認めることはできない、として本件控訴は棄却された。

(9)知財高判平成26年10月23日 裁判所HP

平成25年(行ケ)第10303号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/587/084587_hanrei.pdf

特許無効審判により特許を無効とする審決を受けた原告が無効審決の取り消しを求めた事案であって、本件発明は刊行物に記載されているに等しいとした審決の引用発明の認定に誤りがあるものとして、無効審決を取り消した事案。

特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明は、その発明について特許を受けることができない(特許法29条1項3号)。ここにいう「刊行物に記載された発明」の認定においては、刊行物において発明の構成について具体的な記載が省略されていたとしても、それが当業者にとって自明な技術事項であり、かつ、刊行物に記載された発明がその構成を備えていることを当然の前提としていると当該刊行物自体から理解することができる場合には、その記載がされているに等しいといえることができる。しかし、そうでない場合には、その記載がされているに等しいと認めることはできないといえるべきである。

そうすると、本件において、「ポリエステル組成物Aからなる白色ポリエステルフィルム」が甲1公報に記載されているに等しいというためには、ポリエステル組成物Aについてフィルムを成形したものが当業者にとって自明な技術事項であり、かつ、同公報に記載された発明が、ポリエステル組成物Aについてフィルムを成形したものであることを当然の前提としていると同公報自体から理解することができる必要があるといえるべきである。

しかるに、本件においては、ポリエステル組成物Aについてフィルムを成形したものが当業者にとって自明な技術事項であることを認めるに足りる証拠はない。したがって、これを自明な技術事項であるということはできない。また、甲1公報の記載を検討しても、実施例12のポリエステル組成物Aは白色二軸延伸フィルムを製造するポリエステル組成物Bを得るための中間段階の組成物にすぎず、同実施例がポリエステル組成物Aについてフィルムを成形するものでないことはいうまでもないし、さらに、同公報のその他の記載をみても、ポリエステル組成物Aについてフィルムを成形することを示す記載や、そのことを当然の前提とするような記載はない。

以上のとおり、ポリエステル組成物Aについてフィルムを成形したものが当業者にとって自明な技術事項であるとはいえず、また、甲1公報に記載された発明が、ポリエステル組成物Aについてフィルムを成形したものであることを当然の前提としていると同公報自体から理解することができるともいえない。そうすると、「ポリエステル組成物Aからなる白色ポリエステルフィルム」は、甲1公報に記載されているに等しい事項であると認めることはできないものというべきであり、審決の引用発明の認定が誤りであることは明らかである。

(10)知財高判平成26年10月30日 裁判所HP

平成26年(行ケ)第10067号 商標権審決取消請求事件(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/595/084595_hanrei.pdf

「ぐるなびギフトカード全国共通お食事券」の文字からなる本件商標について商標登録を受けた被告に対し、原告が本件商標の登録の無効を求めた審判において、原告が、役務「ギフトカード(前払式証票)の発行」について使用している「全国共通お食事券」の文字からなる引用商標は、本件役務との関係で自他役務の識別機能を果たし得ない語であり、原告の使用によっても、原告の取扱いに係る本件役務を表すものとして一般に広く認識されているとの事情は認められないから、本件商標には、商標法4条1項15号違反は認められない旨の審決を不服とした取消訴訟。

商標法4条1項15号の「混同を生ずるおそれ」の有無は、当該商標と「他人の表示」との類似性の程度、他人の表示の周知著名性や独創性の程度や、当該商標の指定商品等と他人の業務に係る商品等との間の性質、用途又は目的における関連性の程度並びに商品等の取引者及び需要者の共通性その他取引の実情などに照らし、当該商標の指定商品等の取引者及び需要者において普通に払われる注意力を基準として、総合的に判断されるべきである(最高裁平成12年7月11日第三小法廷判決・民集54巻6号1848頁参照)。この基準に照らしても、「全国共通お食事券」という語が、一般的には自他識別標識としての機能を果たし得ず、原告の役務の出所を表示するものとして取引者及び需要者に認識されていたとは認められないから、「他人の表示」に当たるとはいえない、として、原告の請求は棄却された。

(11)東京地判平成26年10月30日 裁判所HP

平成25年(ワ)第32665号 特許権侵害差止等請求事件 特許権 民事訴訟(認容)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/598/084598_hanrei.pdf

特許権者である原告が、被告製品の生産等の差止め等を求めた事案であって、機能的クレームである本件特許の構成要件を被告製品が充足するかが争点となり、請求が認められた事案。

本件特許の特許請求の範囲には、構成要件Dとして「前記本体と可動的に接続されたガイド板」と、構成要件Eとして「前記本体が前記ガイド板に対して動くことにより前記ガイド板から前記第1の刃または第2の刃が出る」と記載されており、その文言上は、本体がガイド板に対して動くことによりガイド板から刃が出てくるものであれば足り、本体とガイド板の接続態様や本体の動き方についての限定はないといえることができる。しかし、構成要件Eの上記文言は、発明の構成をそれが果たすべき機能によって特定したものであり、いわゆる機能的クレームに当たるから、上記の機能を有するものであればすべてこれを充足するとみるのは必ずしも相当でなく、本件明細書に開示された具体的構成を参酌しながらその意義を解釈するのが相当である。そして、構成要件Dの「可動的に接続された」との構成についても、構成要件Eと整合するように解釈すべきものと解される。

本件明細書の記載によれば、「前記ガイド板から前記第1の刃または第2の刃が出る」との機能を果たすための本体のガイド板に対する動き方として本件明細書に開示されているのは、本体をガイド板に対して傾けること及びスイングするガイド板を設けることであり、要するに本体をガイド板に対して傾け、又は回転運動させるということである。そして、本体をガイド板に対して左右に傾け、又は回転運動させた場合には、本体の左下又は右下の端部がガイド板から外に出るから、本体の左下及び右下の端部に第1及び第2の刃の各先端を位置させておけば、本体を傾げるだけで刃が出てきて、あとはノンスリップシート等の凹凸に沿わせて滑らせるだけで簡単、きれいかつ迅速に切断できるという本件特許発明の効果を奏すると認められる。そうすると、構成要件Eの「動く」には少なくとも回転運動が含まれるとみることができる。

次に、本体がガイド板に対して回転運動するように「可動的に接続」すること(構成要件D)についてみるに、2枚の板状の部材を回転可能に接続する態様としては、(1)それぞれの中心部分をシャフト等により軸着する構成のほか、(2)一方の周辺部に円弧状の溝等を設け、この溝等に他方を摺動可能に取り付けるといった構成を採用し得る。このうち本件明細書に明示されているのは(1)の構成のみであるが、いずれの構成であっても特許請求の範囲にい

う「可動的に接続」に該当し、かつ、本件特許発明に係る課題を解決して上記の効果を奏すると考えられる。したがって、(2)の構成も構成要件Dの「可動的に接続」に含まれると解すべきものである。

被告製品は、本体3(回転板)とガイド板6(固定板)が円弧状の溝を有する接続部7を介して接続され、本体を左右に傾けてこの溝に沿って円周方向に動かすと、刃1又は刃2がガイド板から外に出るように構成されている。したがって、被告製品は、構成要件D及びEを充足し、本件特許発明の技術的範囲に属すると認められる。

【民事手続】

(12)最二決平成26年10月29日 最高裁HP

平成26年(行フ)第3号 文書提出命令に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/588/084588_hanrei.pdf

県議会の議員が県から交付された政務調査費の支出に係る1万円以下の支出に係る領収書その他の証拠書類等及び会計帳簿が、「これらの書類に限って議長等が直接確認することを排除する趣旨に出たものでもない」と解される」等として、民訴法220条4号二所定の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たらないとされた事例。

(13)最三決平成26年11月4日 最高裁HP

平成26年(許)第15号 売却許可決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件(棄却) (朝鮮総連本部競売事件)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/608/084608_hanrei.pdf

(裁判要旨)

不動産強制競売の期間入札において、執行官が、代表者の資格を証する文書を執行官に提出せずにされた無効な入札(入札額50億1000万円)をしたCを最高価買受申出人と定めたとして売却不許可決定がされ、これが確定した後、当初の入札までの手続によればC以外の唯一の入札者であるB(入札額22億1000万円)が最高買受申出人となることを前提に、再度の開札期日を開くこととした執行裁判所の判断に違法がないとされた事例

(理由)

本件競売事件の期間入札において入札をしたのは、BとCのみであり、当初の開札期日において、執行官がCの入札を誤って有効と判断したという瑕疵(以下「本件瑕疵」という。)がなければ、当初の開札期日において、Cの入札は排除され、Bの入札を無効とすべき事情がない限り、Bが最高価買受申出人と定められるべきであったといえる。そして、Bは、Cに対する売却不許可決定が確定した後、当初の入札までの手続を前提に再度の開札期日が指定される場合には、なお本件不動産の買受けを希望し、執行裁判所の定める期間内に買受けの申出の保証を再度提供する旨を明らかにしていたところであり、他にBの入札を無効とすべき事情があったことはうかがわれない。

このような場合に、本件瑕疵があるからといって、既に行われた入札までの手続を含む売却の手続全体が瑕疵を帯びると解すべき理由はないから、再度の開札期日においてCの無効な入札が排除されれば、当初の入札までの手続を前提に売却の手続を続行するのに何ら支障はない。当初の入札までの手続を前提に再度の開札期日を定めてその後の手続を続行することは、本件競売事件における公正かつ迅速な手続による売却の実現に資するものとして合理的なものといえることができる。このことは、新たに売却実施処分をした場合には、Bの入札価額より高額での買受けの申出がされる可能性があったとしても、何ら異なるものではない(最高裁平成22年(許)第2号同年8月25日第一小法廷決定・民集64巻5号1482頁参照)。

(14)東京高決平成26年3月13日 判例時報2232号26頁

平成25年(ラ)第2284号 間接強制申立却下決定に対する執行抗告事件(取消(確定))

本件は、裁判離婚をした夫婦のうち、親権者となっていた元妻に対し、元夫が、甲県乙市内において2か月に1回2時間の子供ら(長男と長女の2名)との面会交流を命ずる審判(以下、「本件審判」という。)に表示された債務を履行しないとして、不履行1回につき25万円の割合による金員の支払を求める間接強制の申立てをした事案である。

原審は、面会交流をすることを許さなければならないとする審判において、面会交流の日時又は頻度、各回の面会交流時間の長さ、子の引渡しの方法等が具体的に定められているなど監護親がすべき給付の特定に欠けるところがないといえる場合は、上記審判に基づき監護親に対し間接強制決定をすることができる」と解するのが相当であるとした上で、本件審判においては、面会交流の日時、頻度、面会交流時間の長さについては主文に明示されており、これらの点の特定に欠けるところはないが、子供らの引渡しの方法は、元妻が、元夫又は元夫が予め指定した者に引き渡すことが定められているのみで、具体的な引渡しの日時、場所等が明示されているものではないとして、元妻がすべき給付が十分に特定されているとはいえず、間接強制をすることができないと判断し、元夫の申立を却下した。

元夫は、原審の決定は不当であるとして抗告したところ、本件抗告審においては、本件審判の主文において、記載上は子供らの引渡場所等は具体的に特定されてはいないものの、元妻が元夫又は元夫が予め指定した者に対し子供ら

を引き渡すということが明記されており、しかも、一件記録によれば、元夫が予め指定した者とは公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC)の職員であり、元妻が同職員に子供を引き渡すことが当事者双方の共通認識になっていたことが認められ、そのような内容の黙示の合意があるということをも前提として、本件審判が、定められたものであることが認められるから、実質的に、子供らの引渡方法等についても具体的な定めがあるものとみることができ、本件審判の主文は、元妻がなすべき給付の特定に欠けることはないものと認めるのが相当であると判断して、原決定を取り消した上、元妻が本件審判において定められた義務を履行しないときには、子供1名の不履行1回につき2万円の支払いを元妻に命じた。

(15) 徳島地判平成25年11月21日 金法2005号150頁

平成24年(ワ)第346号 不当利得返還等請求事件(請求認容)

本件は、株式会社Aの破産管財人であるXが、Aに売掛債権を有している株式会社Yにおいて、Aが全従業員を解雇した事実を知った後に、Aの取引先からAの各取引先に対する(1)債権差押手続以前受領分合計218万5066円、(2)手形ないし小切手回収分合計345万9038円、(3)現金回収分合計18万4722円を回収する等したことにつき、Yに対し、その回収する等した売掛金合計582万8826円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める事案である。主要な争点は、(1)の回収金については不法行為に基づく損害賠償請求の成否(争点1)、(2)の回収金についてはYの行為が破産法162条1項に該当するか(争点2)、(3)の回収金についてはYによる相殺が破産法71条1項に該当するか否か(争点3)である。

本判決は、争点1については、Yが動産売買先取特権を有していたとしても、Aの(1)の回収金に係る各取引先から売掛金を回収するために手形等を振出・交付させた時点においては、先取特権の行使に基づく差押えをしていなかったため、当該手形等の受領によってAの同取引先から有効な弁済を受けたとは認められない上に、Yにおいて、同取引先の法的知識が十分でないことに乗じ、YにAの同取引先に対する売掛金の受領権限があるかのように誤解させ、紛争が生じた場合にはYが一切の責任を持つなどと申し向けて同取引先から前記手形等を振出・交付させたYの一連の行為が、Aによる同取引先からの売掛金の回収を積極的に妨げるもので、自由競争の範囲を逸脱した行為であると認められるため、A(X)に対する不法行為が成立すると判示した。争点2については、YがAの(2)の回収金に係る各取引先に対する売掛債権の取立てを委任されたのは、専らこれをYのAに対する債権の弁済に充当することを目的としてされたものであり、当該委任はAの義務に属さないこと及びそれがAが支払不能になる前30日以内にされたものであったと認められるので、Aの破産管財人であるXは、破産法162条1項2号に基づき、同取立に係る委任契約を否認することができるかと判示した。争点3については、YがAの(3)の回収金に係る各取引先から回収した売掛金をAに返還すべき債務は、Aの支払不能後に、相殺に供する目的でされたAのYに対する委任に基づく債権の代行回収により負担した債務であり、YがAの支払不能について悪意であったと認められるので、YがしたAに対する債権を自働債権、Aに対する回収金返還債務を受働債権とする相殺は、破産法71条1項2号に該当して許されないと判示した。

【刑事法】

(16) 最三判平成26年9月2日 最高裁HP

平成24年(あ)第646号 強盗殺人、死体遺棄被告事件(上告棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/632/084632_hanrei.pdf

(要旨)

- 1 裁判員制度は憲法13条、18条後段、19条、20条、21条、31条、32条、37条に反しない
- 2 死刑の量刑が維持された事例(長野一家3人強盗殺人事件)

(事案)

高利貸しを本体とし、建設、水道設備工事業等を経営する事業グループの従業員である被告人は、同僚らと共謀の上、同グループの会長宅において、睡眠導入剤を混入した雑炊を食べさせて専務を昏睡状態に陥らせたところ、その妻に不審を抱かれたことから、同女をロープで絞殺し、その後、昏睡状態の専務及び就寝中の会長を順次、同様に絞殺して現金416万円を強取し、同人らの死体を資材置場まで運んで土中に埋めて遺棄したことから、強盗殺人、死体遺棄の罪で起訴された。

第1審は死刑を科刑し、原判決もこれを維持した。

弁護人が上告した。

(判旨)

裁判員制度が憲法13条、18条後段、19条、20条、21条、31条、32条、37条に違反しないことは判例(最高裁平成22年(あ)第1196号同23年11月16日大法廷判決・刑集65巻8号1285頁)及びその趣旨に徴して明らかであり、死刑制度が憲法13条、31条、32条、36条、37条、39条に違反しないことは判例(最高裁昭和22年(れ)第119号同23年3月12日大法廷判決・刑集2巻3号191頁、最高裁昭和26年(れ)第2518号同30年4月6日大法廷判決・刑集9巻4号663頁、最高裁昭和32年(あ)第2247号同36年7月19日大法廷判決・刑集15巻7号1106頁)及びその趣旨に照らして明らかである。

被告人は、会長親子による給料の不当な天引きや暴力的な扱いについて我慢を強いられてきており、また、交際相手との結婚のため会長のもとを離れたいがままならず思い悩むとともに、積年の恨みを晴らしたいとの動機、経緯には、考慮すべき点もあるが、安易かつ短絡的であるし、専務の妻の殺害との関係では何ら酌量すべき事情にはならない。そして、計画性もあり、犯行態様は冷酷かつ非情である。3名の生命を奪ったという結果は重大であり、遺族らの処罰感情は厳しく、社会一般に与えた影響も大きい。被告人は、専務の妻と会長の殺害に自ら手を下し、物色行為を1人で担うなどしたのみならず、主導者の相談相手となった点で重要で必要不可欠な役割を果たし、共犯者間で遜色のない利益分配にもあずかっている。

よって、被告人が反省の態度を示し、被告人の両親が遺族に対して慰謝の措置を講じていることなど、被告人のために酌むべき事情を十分に考慮しても、原判決が維持した第1審判決の死刑の科刑は是認できるから、上告を棄却する。

(17) 最三判平成26年10月7日 最高裁HP

平成24年(あ)第1080号 Aに対するわいせつ図画販売幫助,わいせつ図画販売・頒布幫助,Bに対するわいせつ図画販売幫助,Cに対するわいせつ図画販売各被告事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/636/084636_hanrei.pdf

(要旨)

刑法175条は憲法13条,19条,21条,31条に反しない。

(判旨)

刑法175条が憲法13条,19条,21条に違反するという点は、判例(最高裁昭和28年(あ)第1713号同32年3月13日大法廷判決・刑集11巻3号997頁,最高裁昭和39年(あ)第305号同44年10月15日大法廷判決・刑集23巻10号1239頁)の趣旨に照らし、いずれも理由がない。

同条にいう「わいせつ」の概念が不明確であるとして憲法31条違反をいう点は、不明確であるとはいえない。

よって、上告を棄却する。

(18) 最一判平成26年10月16日 最高裁HP

平成24年(あ)第736号 殺人,死体遺棄被告事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/637/084637_hanrei.pdf

(要旨)

死刑の量刑が維持された事例(宮崎家族3人殺害事件)

(事案)

被告人は、自宅において、同居していた長男(当時生後5か月)、妻(当時24歳)及び義母(妻の実母、当時50歳)の3名を殺害し、長男の死体を土中に遺棄したとし、殺人,死体遺棄罪で起訴された。

第1審判決は被告人を死刑に処し、原審もこれを維持した。

弁護人が量刑不当等を理由として上告した。

(判旨)

義母が、被告人に対して、説教や叱責、非難を繰り返すことに嫌気がさし、義母との同居生活から逃れたいという犯行動機には同情の余地があるが、短絡的かつ身勝手なものである。各殺害態様も、長男の頸部を両手で絞め付けた上、全身を浴槽の水中に沈めて窒息死させ、妻の頸部を洋包丁で突き刺し、助けを求める声を上げても意に介さずに、後頭部をハンマーで5回くらい殴打し、頭蓋骨を粉砕して脳挫滅により死亡させ、義母の頭頂部にハンマーを振り下ろして殴打した上、倒れてからも後頭部を更にハンマーで3回くらい殴打し、頭蓋骨を粉砕して脳挫滅により死亡させたもので、いずれも、強固な殺意に基づく、執拗で、残虐なものである。また、被告人は、本件の数日前に3名の殺害を決意し、犯行前夜には職場の倉庫からハンマーを持ち帰った点で相当に計画的である。3名殺害後は、長男の死体を埋めて遺棄したほか、妻と義母は、強盗犯人に殺害されたと装うべく、部屋が荒らされた様子を作成し、貴重品を持ち出して草むらに隠匿するなどした点で殺害後の情状も悪い。3名の殺害という結果は重大であり、遺族の処罰感情は厳しい。

以上より、被告人を死刑に処した第1審判決を維持した原判断は是認されるから、上告を棄却する。

(19) 最二判平成26年11月7日 最高裁HP

平成25年(あ)第1333号 関税法違反被告事件(破棄自判)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/616/084616_hanrei.pdf

(要旨)

関税法111条3項,1項1号の無許可輸出罪につき実行の着手があるとされた事例

(事案)

被告人は、共犯者と共謀の上、成田国際空港において、国際便の搭乗手続の際、税関長に申告しないまま、うなぎの稚魚在中のスーツケース(以下「本件スーツケース」という。)を機内持込手荷物である旨偽ってエックス線装置による検査を受けずに国際線チェックインカウンターエリア内に持ち込み、あらかじめ入手した保安検査済シールを本件スーツケースに貼付するなどした上、本件スーツケースを機内預託手荷物と偽ってチェックインしようとしたが、税関職員の検査により本件スーツケース内のうなぎの稚魚を発見されたため、目的を遂げなかったとして無許可輸出未遂の罪で起訴された。

第1審判決は、無許可輸出の未遂罪の犯罪事実を認定し、被告人を罰金88万円に処した。
被告人は、量刑不当を理由に控訴した。

原判決は、運送委託をしない限り本件スーツケースが国際便に積載される現実的危険性は生じないから、無許可輸出の予備罪が成立するととどまるとし、第1審判決を破棄し、被告人を罰金50万円に処した。

検察官、弁護人共に上告した。
(判旨)

チェックインカウンターエリア内にある検査済みシールを貼付された手荷物は、無許可輸出が発覚する可能性が最も高い保安検査で問題のないことが確認されたものとして、チェックインカウンターでの運送委託の際にも再確認されることなく、通常、そのまま機内預託手荷物として航空機に積載される扱いとなっていたから、本件スーツケースを機内持込手荷物と偽って保安検査を回避して同エリア内に持ち込み、不正に入手した検査済みシールを貼付した時点で、既に航空機に積載するに至る客観的な危険性が明らかに認められるから、無許可輸出罪の実行の着手があったものと解されるから、原判決は破棄する。第1審判決は、被告人に罰金88万円に処した量刑判断を含め、維持されるべきであるから、被告人の控訴は棄却する。

(20)大阪地判平成24年1月23日 判例タイムズ1404号373頁

平成21年(わ)第3275号 虚偽有印公文書作成,同行使(変更後の訴因虚偽有印公文書作成,同行使,有印公文書偽造,同行使)被告事件(有罪・確定)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/130/082130_hanrei.pdf

厚生労働省の係長で、心身障害者団体用の郵便割引に関する公的証明書の起案等の担当者であった被告人が、公的証明書発行手続を開始した事実もないのに、あるかのような文書を作成するなどした虚偽有印公文書作成,同行使と共に起訴された、被告人に作成権限のない厚労省課長名義の公的証明書を発行するなどした有印公文書偽造,同行使被告事件について、被告人と当時の課長及び実体のない自称障害者団体関係者2名との共謀の有無が主な争点となったが、審理の途中段階で、当時の課長に対する無罪判決が言い渡され、さらに、本件捜査の主任検察官による証拠の改ざんが発覚するなどした。そこで、当該無罪判決が確定したことを受けて、検察官から、公的証明書の作成権限者であった当時の課長を共犯者から除外し、残りの2名と共謀した旨の訴因等変更請求がなされ、弁護人からは、検察官による違法行為を根拠として本件公判手続を打ち切るべきである旨の主張がなされた。本判決は、これに対し、手続の打ち切りが認められる場合があるとしても、それは検察官等による重大な違法があり、それによる被告人の権利や防御権に対する侵害が著しく、もはや公正な裁判を期待することができず、被告人の救済、司法の廉潔性維持や将来における違法行為の抑制のためには、当該刑事手続を打ち切る以外に手段がないような極限的な場合に限定されるとし、本件では上記の極限的な場合には至っていないとして弁護人の主張を排斥して、当該事件についても被告人の単独犯行であると認定し、被告人に対し懲役1年(執行猶予3年)を言い渡した。

(21)大阪地判平成24年3月16日 判例タイムズ1404号352頁

平成23年(わ)第558号 傷害致死(予備的訴因 自動車運転過失致死),道路交通法違反被告事件(一部有罪・確定)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/268/082268_hanrei.pdf

被告人が、運転中の自動車に攻撃を加える被害者から離れようと、被告人車両を発進、進行させたことにより、被告人車両のドアノブをつかむなどしながら右側方直近を併走していた被害者を轢過して死亡させたとして主位的訴因として傷害致死罪、予備的訴因として自動車運転過失致死罪の成否が問題となった事案において、本判決は、傷害致死罪について、被害者は、轢過される直前は、運転席ドアノブに右手を伸ばしてつかみながら、やや前傾姿勢で数秒間被告人車両と併走していたが、被告人は、被告人車両と併走する被害者を現実認識していたとは認められないし、被告人車両の走行によって被害者に傷害を負わせるような近い位置に被害者がいるかもしれないと思っていたとも認められないから、被告人に暴行の故意があったとは認められないとして成立を否定し、自動車運転過失致死罪について、被告人に自動車の運転に関し過失が認められるが、その被告人の過失行為について、被告人には、それまでになされた被害者の被告人車両に対する攻撃から、生命や身体に対する差し迫った危険があると認識し、それを避けようとする心理状態にあったから、防衛の意思が認められ、正当防衛が成立すると判断し、結局いずれの罪についても無罪であると判断した(なお、被告人には交通事故の認識はあったと認められるので、その点につき道路交通法違反の罪(報告義務違反)が成立するとされた)。

【公法】

(22) 東京高判平成26年4月23日 金法2004号107頁

平成25年(行コ)第399号 更正すべき理由がない旨の通知処分取消等請求控訴事件(控訴棄却)

更生会社Aは、消費者金融業等を目的とする株式会社A'が、平成22年10月31日に更生手続開始の決定を受けた後、平成24年3月1日に吸収分割をすることにより消費者金融業に関して有する権利義務を他の株式会社に承継させるとともに商号の変更をした株式会社である。A'は、平成10年3月期から平成22年3月期までの各事業年度において、利息制限法所定の制限利率を超える利息の定めを含む金銭消費貸借契約に基づき利息および遅延損害金の支払いを受け、これに係る収益の額を益金の額に算入して法人税の確定申告をしていた。その後、A'について開始された更生手続において、制限利率に基づきいわゆる引直し計算が行われ、債権届出および債権調査の結果、約91万人分の顧客について、総額約1兆3800億円の過払金返還請求権に係る債権が更生債権として確定した。そこで、A'の管財人Xが、平成23年7月12日、国税通則法23条2項1号に基づき、上記各事業年度において益金の額に算入された金額のうち、上記確定した更生債権に係る取引について計算された制限利率による利息を超える約定利息に係る部分は過大であるとして、同部分を益金の額から差し引いて法人税の額を計算し、Xの上記各事業年度の法人税に係る課税標準等または税額等につき各更正をすべき旨の請求を行った。これに対し、処分行政庁である新宿税務署長は更正をすべき理由がない旨の各通知の処分を行ったため、Xは、Yに対し、主位的に、上記各通知処分の取消しを求め、予備的に、民法703条に基づき、上記各更正の請求に基づく更正がされた場合に還付されるべき金額に相当する金額の不当利得の返還を求め訴えを提起した。原審がXの請求をいずれも棄却したため、Xが控訴したのが本件である。

本判決は、本件においても、法人税法上の前期損益修正の処理(過年度の利益計算の要修正額を当期の損金として処理する方法)が公正処理基準に該当すると判断した上で、Aが清算して前期損益修正による税務処理による課税関係の調整を受けられなくなる点についても、Aが本件更生手続において、会社分割によってその主たる事業である消費者金融事業をスポンサー企業に譲渡し、A自体は継続的に所得を計上する法人とはせずに清算業務を行い、解散することとした結果であるとして、Xの更正請求を理由がないと判示した。また、予備的請求として主張されている不当利得返還請求権については、最二小判昭和49年3月8日民集28巻2号186頁と事案が異なるとした原審を引用した上、補足的判断として、A'により納付された法人税をYが保持し続けることが著しく公平に反し、不当利得としてその返還請求を認めるべきということとはできないと判示した。

(23) 東京地判平成24年3月23日 判例タイムズ1404号106頁

平成22年(行ウ)第38号、平成22年(行ウ)第45号、平成22年(行ウ)第46号、平成22年(行ウ)第47号、平成22年(行ウ)第375号、平成22年(行ウ)第382号、平成22年(行ウ)第383号、平成22年(行ウ)第384号、平成22年(行ウ)第385号、平成22年(行ウ)第386号、平成22年(行ウ)第387号、平成22年(行ウ)第388号、平成22年(行ウ)第389号、平成22年(行ウ)第390号、平成22年(行ウ)第391号、平成22年(行ウ)第392号、平成22年(行ウ)第393号、平成22年(行ウ)第394号、平成22年(行ウ)第395号、平成22年(行ウ)第396号、平成22年(行ウ)第397号、平成22年(行ウ)第398号、平成22年(行ウ)第399号、平成22年(行ウ)第400号、平成22年(行ウ)第401号、平成22年(行ウ)第402号、平成22年(行ウ)第404号 各国籍確認請求事件(一部認容・控訴(棄却))

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/593/082593_hanrei.pdf

日本国籍を有する父とフィリピン国籍を有する母との間の嫡出子としてフィリピン国内で出生しフィリピン国籍を取得した原告らが、父母等が日本国籍を留保する意思表示をしなかったため、国籍法12条により出生時にさかのぼって日本国籍を失ったとされたことに対し、同条は憲法13条、14条1項に違反し無効であると主張して日本国籍を有することの確認を求めた事案において、本判決は、国籍法12条は憲法13条及び14条1項に違反するものではないとして、日本国籍を認めなかったが、原告らのうち1名については、国籍法17条1項に基づいて国籍取得の届出をしようとした際、地方法務局職員が届出用紙を交付してくれなかったために届出用紙を提出できなかったが、国籍取得の届出の意思表示をした上で、必要な添付書類を全て所持して提示していたことが認められるため、その時点で国籍法17条1項の国籍取得の有効な届出があったと解すべきであるとして、日本国籍を認めた。

【社会法】

(24) 最一判平成26年10月23日 最高裁HP

平成24年(受)第2231号 地位確認等請求事件(破棄差戻)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/577/084577_hanrei.pdf

(裁判要旨)

Yに雇用され副主任の職位にあった理学療法士であるXが、労働基準法65条3項に基づく妊娠中の軽易な業務への転換に際して副主任を免ぜられ、育児休業の終了後も副主任に任ぜられなかったことから、Yに対し、副主任を免じた本件

措置は雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下「均等法」という。)9条3項に違反する無効なものであるなどと主張して、管理職(副主任)手当の支払及び債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償を求める事案において、Yにおける業務上の必要性の内容や程度、Xにおける業務上の負担の軽減の内容や程度を基礎付ける事情の有無などの点について十分に審理し検討しないまま、同条項の禁止する取扱いに当たらないと判断した原判決に違法があるとして破棄差戻した事例。

(理由)

女性労働者につき労働基準法65条3項に基づく妊娠中の軽易な業務への転換を契機として降格させる事業主の措置は、原則として均等法9条3項の禁止する取扱いに当たすが、当該労働者につき自由な意思に基づいて降格を承諾したものと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するとき、又は事業主において当該労働者につき降格の措置を執ることなく軽易な業務への転換をさせることに円滑な業務運営や人員の適正配置の確保などの業務上の必要性から支障がある場合であって、上記措置につき同項の趣旨及び目的に実質的に反しないものと認められる特段の事情が存在するときは、同項の禁止する取扱いに当たらない。本件措置は、Xの意向に反するものであったというべきであるから、Yにおける業務上の必要性の内容や程度、Xにおける業務上の負担の軽減の内容や程度を基礎付ける事情の有無などの点が明らかにされない限り、均等法9条3項の趣旨及び目的に実質的に反しないものと認められる特段の事情の存在を認めることはできない。

(25) 最一判平成26年10月23日 最高裁HP

平成25年(受)第492号 損害賠償等請求事件(破棄差戻)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/578/084578_hanrei.pdf

(裁判要旨)

手描き友禅の請負業務に従事し月額2万円ないし6万円の収入を得つつ、生活保護法に基づく保護を受けていたXが、その居住地を所轄する京都市伏見福祉事務所長からの、指示書(「指示の内容」欄に「友禅の仕事の収入を月額11万円(必要経費を除く)まで増収して下さい。」と、「指示の理由」欄に「世帯の収入増加に著しく貢献すると認められたため自動車の保有を容認していたが既に3箇月が経過したものの、目的が達成されていないため。」と、「履行期限」を38日後とその旨各記載した書面)に従わなかったとの理由で保護の廃止の決定を受けたことにつき、同廃止決定はその指示の内容が客観的に実現不可能なものであるから違法であるなどとして、Yに対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める事案において、増収が著しく困難であったとしても、自動車を処分すれば本件指示に従ったことになるので、本件指示の内容が客観的に実現不可能又は著しく困難であったとまではいえないとした原判決を破棄差戻した事例。

(理由)

生活保護法62条3項に規定する保護の実施機関の権限につき、同法27条1項の規定により保護の実施機関が書面によって行った指導又は指示に被保護者が従わなかった場合でなければ行使してはならない旨を定めている同法施行規則19条の趣旨に照らすと、保護の実施機関による指導又は指示の内容は、当該書面自体において指導又は指示の内容として記載されていなければならない。

本件指示書には、指示の内容として、本件自動車を処分すべきことも指示の内容に含まれているものと解すべき記載は見当たらないから、本件指示の内容は上記の増収のみと解され、処分行政庁が上告人に対し従前から増収とともにこれに代わる対応として本件自動車の処分を口頭で指導し、上告人がその指導の内容を理解しており、本件指示書にも指示の理由として従前の指導の経過が記載されていたとしても、本件自動車の処分が本件指示の内容に含まれると解することはできない。

そして、本件指示については、その内容が、本件請負業務による収入を月額11万円まで増収すべきことのみであることを前提に、客観的に実現不可能又は著しく実現困難なものであったか否か、また、仮に本件廃止決定が違法となる場合に、これが国家賠償法上も違法と評価されるか否か等について審理を尽くす必要がある。

【その他】

(26) 東京高判平成25年10月30日 判例時報2232号19頁

平成25年(行ケ)第55号 裁決取消請求事件(棄却(確定))

東京弁護士会所属の弁護士が、ある夫婦から近隣居住者との近隣トラブルと嫌がらせ等について相談を受け、その処理につき任意交渉をすることを受任した事案において、相手方に対し、依頼者夫婦に対する嫌がらせ等について抗議する内容の書面を郵送したが、それ以外に、相手方の勤務先会社の人事部長責任者宛てに、相手方本人に送った書面を添付して、相手方への指導監督その他必要な対応を要望する旨の通知書を送付したため、相手方が、東京弁護士会に対し、同弁護士に対する懲戒請求を行ったところ、東京弁護士会の懲戒委員会は、義務のない勤務先に相手方のプライベートな問題につき指導監督をする等の対応を求めるのは、弁護士法56条1項の品位を失うべき非行に当たるとして、戒告とする議決をし、当該議決を受けて、東京弁護士会が、同弁護士を戒告とする懲戒処分を行った。

本件は、当該懲戒処分に対し、同弁護士が、弁護士法59条に基づき、日本弁護士連合会(以下、「日弁連」という。)に対し、審査請求をしたところ、日弁連が、審査請求を棄却したため、本件裁決を不服として、弁護士法61条に基づき、その取消を求めたものである。

本判決は、弁護士懲戒の可否、程度等の判断においては、懲戒事由の内容、被害の有無や程度、これに対する社会的評価、被処分者に与える影響、弁護士の使命の重要性、職務の社会性等の諸般の事情を総合的に考慮することが必要であり、ある事実関係が「品位を失うべき非行」といった弁護士に対する懲戒事由に該当するかどうか、また、該当するとした場合に懲戒するか否か、懲戒するとしてどのような処分を選択するかについては、弁護士会の合理的な裁量にゆだねられているものと解され、弁護士会の裁量権の行使としての懲戒処分は、全く事実の基礎を欠くか、又は社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を超え又は裁量権を濫用してされたと認められる場合に限り、違法となるというべきであり、同弁護士が、相手方の勤務先に送付した通知書は、その内容が、プライバシー情報であり、事実関係の確認も不十分である上、職務に関するものではなく、勤務先が指導監督する根拠はないものであることから、弁護士の行為として不適切といわざるを得ず、弁護士の品位を失うべき非行に当たり、懲戒処分の認定判断に誤りはなく、処分の程度も、裁量権の範囲を超え又は裁量権を濫用してされたものとも言えないとして、同弁護士の請求を棄却した。

(27)東京地判平成26年4月17日 判例時報2230号48頁

平成23年(ワ)14471号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

A株式会社は弁護士Yに対し平成21年1月23日、自己破産の申立を委任し、Yは同月28日、Aの債権者に受任通知を送付したが、11ヶ月後の同年12月25日まで破産手続開始申立をしなかった。そこでA破産管財人XはYが速やかな申立を怠り破産財団を構成すべき財産が減少したとして2377万円の損害賠償請求を提起した。本件ではAがYに委任する前の平成20年12月1日、Bに対し指定自動車整備事業を1100万円で事業譲渡する契約を締結しており、YはBの顧問弁護士であったという事情があった。

本判決はYは速やかに申立を行う義務には違反していないとしたがYはAから譲渡代金の明確な説明をうけることができなかったがBに問い合わせれば譲渡代金がAに支払われていないこと、譲渡代金が第三者の口座に振り込まれたこと等を知ることができ一定時期以降の第三者への振込を防止することができたところ、Bに問い合わせること等をしなかったのであるから財産散逸防止義務に違反した過失がある等として614万円余の支払を命じた。

【紹介済判例】

知財高判平成24年1月31日 判例タイムズ1404号304頁

平成23年(ネ)第10011号 著作権侵害差止等請求控訴事件、同附帯控訴事件(控訴棄却、一部変更・上告、上告受理申立(後上告棄却、上告受理申立不受理))

法務速報133号13番で紹介済

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/954/081954_hanrei.pdf

知財高判平成24年2月14日 判例タイムズ1404号217頁

平成22年(ネ)第10076号 商標権侵害差止等請求控訴事件(控訴棄却・確定)

法務速報130号13番で紹介済

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/999/081999_hanrei.pdf

大阪高判平成25年2月22日 金法2004号149頁

平成24年(ネ)第1775号 損害賠償請求控訴事件(原判決変更・請求一部認容)

法務速報152号4番で紹介済

最二決平成25年11月13日 判例タイムズ1404号96頁

平成25年(許)第4号 訴訟費用負担決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

法務速報162号15番で紹介済

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/735/083735_hanrei.pdf

最二決平成25年11月13日 金法2004号103頁

平成25年(許)第4号 訴訟費用負担決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

法務速報162号15番で紹介済

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/735/083735_hanrei.pdf

最一判平成25年11月21日 判例タイムズ1404号92頁
平成24年(受)第105号 求償債権等請求事件(上告棄却)
法務速報151号15番で紹介済
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/748/083748_hanrei.pdf

最二決平成26年1月27日 判例時報2230号112頁
平成25年(シ)726号 再審請求事件手続終了決定に対する特別抗告事件 抗告棄却
法務速報155号14番で紹介済
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=83980

最二決平成26年1月27日 判例タイムズ1404号103頁
平成25年(シ)第726号 再審請求事件手続終了決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)
法務速報155号14番で紹介済
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/980/083980_hanrei.pdf

最三判平成26年2月25日 金法2004号98頁
平成23年(受)第2250号 共有物分割請求事件(破棄差戻)
法務速報155号1番で紹介済
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/978/083978_hanrei.pdf

最一決平成26年3月17日 判例タイムズ1404号99頁
平成23年(あ)第1224号 死体遺棄, 傷害致死, 傷害, 殺人被告事件(上告棄却)
法務速報155号16番で紹介済
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/045/084045_hanrei.pdf

最三判平成26年5月27日 判例時報2231号9頁
平成24年(才)第888号 損害賠償請求事件(破棄差戻)
法務速報158号19番で紹介済

知財高判平成26年5月30日 判例時報2232号3頁
平成25年(行ケ)第10195号 審決取消請求事件(認容(上告受理申立て))
法務速報158号13番で紹介済

最一判平成26年6月5日 判例時報2230号26頁
平成24年(受)第880号, 第881号, 第882号 配当異議事件(破棄自判)
法務速報158号14番で紹介済
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=84245

最一判平成26年6月5日 判例タイムズ1404号88頁
平成24年(受)第880号, 第881号, 第882号 配当異議事件(破棄自判)
法務速報158号14番で紹介済
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/245/084245_hanrei.pdf

最一判平成26年6月5日 金法2005号144頁
平成24年(受)第908号 損害賠償等請求及び独立当事者参加事件(一部破棄自判・一部上告棄却)
法務速報158号15番で紹介済
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/246/084246_hanrei.pdf

2. 平成26年(2014年)11月19日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 186 35

サイバーセキュリティ基本法

・・・サイバーセキュリティに関する基本理念,国の責務等,サイバーセキュリティに関する施策の基本事項,サイバーセキュリティ戦略本部の設置等を定めた法律

・衆法 186 41

社会保険労務士法の一部を改正する法律

・・・厚生労働大臣が指定する団体が行う個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続において特定社会保険労務士が単独で紛争当事者を代理できる紛争の目的の価額の上限の引き上げ,社会保険労務士が裁判所において補佐人となる制度の創設等を定めた法律

・衆法 187 5

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

・・・一般職の国家公務員の給与改定に伴い,国会議員の秘書の給与の額を改定することを定めた法律

・衆法 187 8

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律

・・・北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律について,滞在援助金の支給対象の拡大,老齢給付金・配偶者支援金・追納支援一時金等の創設等について定めた法律

・衆法 187 9

医薬品,医療機器等の品質,有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律

・・・危険ドラッグについての検査命令及び販売等停止命令の対象の拡大,販売等停止命令の対象となった物品についての販売等の広域的な禁止,広告規制の拡充等を定めた法律

・衆法 187 10

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律

・・・ハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者が死亡した場合に,当該退所者の配偶者等に対し,特定配偶者等支援金を支給することを定めた法律

・衆法 187 11

空家等対策の推進に関する特別措置法

・・・空家等に関する国の基本指針の策定,市町村による空家等対策計画の作成等を定めた法律

・衆法 187 16

外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律

・・・我が国の領海及び排他的経済水域における,外国人の漁業等の禁止又は許可に係る違反及び立入検査の拒否等に関する罰則の強化を定めた法律

・衆法 187 17

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律

・・・私事性的画像記録の提供等により私生活の平穏を侵害する行為の処罰,同侵害があった場合の特定電気通信役務提供者の発信者情報の開示に関する法律の特例,当該提供等による被害者に対する支援体制の整備等を定めた法律

・参法 187 2

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律

・・・特定鳥獣被害対策実施隊員以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者に係る猟銃の操作

及び射撃の技能に関する講習に係る特例の期限を2年間延長することを定めた法律

・閣法 183 30

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律

・・・公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対する資金以外の利益の提供行為,公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対し資金等を提供しようとする者に対する資金等の提供行為等の処罰規定の整備について定めた法律

・閣法 187 5

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律

・・・中間貯蔵の確実かつ適正な実施の確保,東北地方太平洋沖地震の原子力発電所事故に由来する放射性物質による環境の汚染の低減のため,日本環境安全事業株式会社を中間貯蔵・環境安全事業株式会社に改組し,その事業に中間貯蔵に係る事業を追加すること等を定めた法律

・閣法 187 6

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

・・・人事院勧告に鑑み,一般職の国家公務員の俸給月額,初任給調整手当,通勤手当,単身赴任手当及び勤勉手当,管理職員特別勤務手当の支給要件である勤務の範囲の拡大,再任用職員についての単身赴任手当の支給等を定めた法律

・閣法 187 7

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

・・・一般職の国家公務員の給与改定に伴い,特別職の職員の給与の額を改定することを定めた法律

・閣法 187 8

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律

・・・国家公務員の給与制度の総合的見直し等が退職手当の支給水準に及ぼす影響等に鑑み,退職手当の調整額を改定することを定めた法律

・閣法 187 11

税暫定措置法の一部を改正する法律

・・・経済上の連携に関する日本とオーストラリアとの間の協定で定められた関税の譲許の適用の停止,製造用原料品に係る譲許の便益の適用及び原産品であることの確認手続に関し,関税暫定措置法について所要の改正を行うこと等を定めた法律

・閣法 187 12

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律

・・・本邦からオーストラリアに輸出された物品であって,特定原産品申告書により当該物品が特定原産品であることをオーストラリア税関当局に対し申告されたものに係る情報の提供等について定めた法律

・閣法 187 15

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律

・・・犯罪による収益の移転に関し,疑わしい取引の届出に関する判断の方法,外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務,犯罪収益移転危険度調査書の作成等に係る国家公安委員会の責務等を定めた法律

・閣法 187 16

国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法

・・・国際連合安全保障理事会決議第1267号等が国際的なテロリズムの行為を非難し,抑止するために国際テロリストの財産の凍結等の措置をとることを求めていることを踏まえ,我が国が実施する当該措置について必要な事項を定めた法律

・閣法 187 17

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

・・・全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成27年3月、4月又は5月中に満了することとなる実情に鑑み、これらの選挙の期日を統一し、これに伴う公職選挙法の特例等を定めた法律

・閣法 187 18

災害対策基本法の一部を改正する法律

・・・災害時における緊急通行車両の通行の確保のため、道路管理者が自ら緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件を移動することができることを定めた法律

・閣法 187 19

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

・・・土砂災害について、都道府県による基礎調査の結果の公表を義務付け、土砂災害警戒区域における警戒避難体制を整備すること等を定めた法律

・閣法 187 21

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律

・・・中東呼吸器症候群の二類感染症への追加、感染症に関する情報の収集に関する規定の整備、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の患者等からの検体の採取等の制度の創設等を定めた法律

3.11月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

倉田卓次/宮原守男 編集代表 新日本法規 580頁 5,400円
2015年 交通事故損害賠償必携 資料編

青木 登 著 新日本法規 352頁 4,320円
抵当権・根抵当権登記のポイント 設定から実行まで

宮原弘之 著 大蔵財務協会 222頁 2,000円
Q&A民法と相続税の接点 平成26年版

最高裁判所事務総局家庭局 監修 法曹会 488頁 6,949円
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律執務資料

森・濱田松本法律事務所 編 商事法務 465頁 5,400円
企業危機・不祥事対応の法務

4.11月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

前田泰志/南淵聡 編著 民事法研究会 249頁 2,700円
行政処分差止め・取消訴訟の実務と書式

竹下守夫/藤田耕三 編集代表 加々美博久/花村良一 編集 青林書院 495頁 5,832円
破産法大系 第 巻 破産手続法

小林信明/山本和彦 編 有斐閣 277頁 2,880円
ジュリスト増刊November,2014 実務に効く事業再生判例精選

滝澤孝臣 編著 青林書院 380頁 4,212円
論点・裁判実務series 実務に学ぶ倒産訴訟の論点

小池信行/藤谷定勝 監修 不動産登記実務研究会 編著 日本加除出版 590頁 5,940円
Q&A権利に関する登記の実務 第6編変更の登記 更正の登記 抹消の登記 抹消回復の登記

東京法務局ブロック管内供託実務研究会 編 日本加除出版 273頁 2,916円
供託実務事例集

山口卓男 編著 日本加除出版 231頁 2,700円
新しい学校法務の実践と理論 教育現場と弁護士の効果的な連携のために

法と市民をつなぐ弁護士の会 編 民事法研究会 134頁 1,944円
裁判例を活用した法教育実践ガイドブック

5. 発刊書籍<解説>

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律執務資料」

解説編として、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則の解説があり、資料編として、関連する規程や通達等が掲載されている。

「ジュリスト増刊November,2014 実務に効く事業再生判例精選」

事業再生手続のうち倒産手続において問題となる事項が主に解説されている。倒産手続の開始、倒産者の地位と手続機関、積極財産とその回復、倒産債権、倒産者に対する優先的権利、継続中の契約関係、再建計画、再建型倒産手続と労働関係などが解説されている。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。